

大学がアパート契約の連帯保証人になる手続き

民間アパート等へ入居するために連帯保証人が必要になった場合、留学生の希望により大学が連帯保証人になることができます。ただし、留学生が『留学生住宅総合補償』という制度に加入して、保険料等負担金を支払うことが条件です。この制度は海外旅行保険と保証人補償基金が一つになっていて、万一の火災等に対する備えと連帯保証人（＝大学）に金銭的な迷惑がかからないようにするためのものです。

留学生住宅総合補償の補償期間は、大学から加入者控の交付を受けた日の翌日または賃貸借契約開始日のいずれか遅い方の日から1年間（保険料等負担金4,000円）または2年間（保険料等負担金8,000円）です。補償期間中に転居した場合は、住所異動届を大学へ提出することで、転居先でも補償は継続されます。

大学を卒業（修了）して在籍しなくなった時や、在留資格「留学」の在留期間が満了した時は、補償は終了します。補償が終了した時点で、大学は連帯保証人ではなくなります。卒業（修了）後も居住し続ける場合は、不動産屋さんが勧める家賃保証会社の有料サービスと火災（損害）保険に加入して下さい。

◆手続きのしかた◆

① 不動産屋さんで物件を内定する。

通常不動産屋さんから、契約には連帯保証人と保険加入が必要と言われます。



② 留学生は国際センターへ連絡する。

この制度のこと、契約に明記する「特約条項」について説明します。



③ 留学生は不動産屋さんに、契約に「特約条項」を明記することを依頼し、承諾を得る。



④ 制度加入申込み

1. 留学生は「留学生住宅総合補償申込書」を記入し、国際センターへ提出する。

2. 国際センターは留学生に「払込票」を交付する。

3. 留学生は「払込票」を使って保険料等負担金を支払い、国際センターへ払込を報告する。

国際センター直通電話番号

【相模原キャンパス】042-778-6627 【杉並キャンパス】03-5340-4645

国際センターメールアドレス itn@venus.joshibi.jp

4. 国際センターは留学生に「加入者控」を交付する。



⑤ 留学生は国際センターへ契約書原本2通を提出し、連帯保証人の欄に大学の署名と捺印を入れてもらう。大学はこれらに署名と押印を入れて留学生へ戻す（10日間程度時間がかかります）。



⑥ 留学生は不動産屋さんで契約を完了する（交付された「加入者控」を不動産屋さんに提示する。不動産屋さんが案内する保険には加入しないことを伝える）



⑦ 留学生は国際センターへ契約書のコピー1通を提出する。



⑧ 入居